2020年4月19日

会員へのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 日本臨床動作学会会員へのお願い

                                     日本臨床動作学会理事長　鶴光代

　新型コロナウイルスの感染拡大により4月17日[新型コロナウイルス](https://search.yahoo.co.jp/search?p=%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9&ei=UTF-8&rkf=1&slfr=1&fr=link_direct_nws)特措法に基づく国の[緊急事態宣言](https://search.yahoo.co.jp/search?p=%E7%B7%8A%E6%80%A5%E4%BA%8B%E6%85%8B%E5%AE%A3%E8%A8%80&ei=UTF-8&rkf=1&slfr=1&fr=link_direct_nws)が全国に発令されました。

　新型コロナウイルスへの予防は、手洗いやマスク等とともに、人と人との物理的接触の制限が重要とされています。握手のような直接的接触はもちろん、対面での人と人との間で互いに手を伸ばしたら届く距離（約2メートル）内での接触も避けることが大事ということです。

　こうしたなか、臨床動作法の実施についてどう対応するかですが、本学会としては、感染危険が解消するまでは、基本的には実施しないという方針をとることとします。ただし、医療機関や福祉施設等で、十分な安全を確保したうえで、機関や施設の判断で臨床動作法を行う場合は例外といたします。

　また、オンラインを利用して、互いに実際には接触しないで形で行う場合は、感染の危険性がないことから、臨床動作法の実施は可となります。しかし、この実施は、これまで実践例が少なく研究も進んでいませんので、十分な準備（練習）と配慮の下に行うようにしてください。

　臨床動作法による支援を受ける方々と本会員の皆様とが、安心・安全の下でお会いできる日まで、互いに感染予防をしっかりと行い健康を維持して、この未曾有の難局を乗り切ってまいりましょう。